

横浜市犯罪被害者等施策に関する懇談会について

1 趣旨

横浜市における犯罪被害者等支援施策に関し助言を求めるために、学識経験者や弁護士、県や県警などの支援機関職員に加え、犯罪被害当事者等を委員として「横浜市犯罪被害者等施策に関する懇談会」を開催します。

2 懇談会の概要

(1) 第1回懇談会（平成30年1月19日開催）

現在の事業評価と今後の施策のあり方をテーマに、他自治体の動向等も踏まえながら、本市の事業に対する課題や展開等について意見を聴取しました。

(2) 第2回懇談会（平成30年3月5日開催）

第1回懇談会で出された意見を踏まえ、具体的な事業や運用上の課題について意見を聴取しました。

3 懇談会で出された主な意見

(1) 横浜市の取組の評価と役割

- ・他都市に比べ、専門職の配置や研修・啓発など積極的に取り組んでいる。今後は支援メニューの充実が課題である。
- ・基礎自治体として、生活困窮者への対応、日常生活の支援に重点を置いてほしい。
- ・県・警察では、事件直後から訴訟期間を中心に支援しているので、横浜市には中・長期的な支援を期待したい。

(2) 今後充実すべき支援内容等

- ・既存制度では支援対象とならない被害者への対応を図るべき。
- ・精神的な支援は、被害直後だけでなく、中・長期にわたる支援（カウンセリング、精神科医療等）が必要。
- ・DV被害・性犯罪被害では、一時避難や転居等が必要になる事案が多いので、住居の支援があるとよい。
- ・犯罪被害者は早期から様々な費用負担（医療費、弁護士費用等）があるため、国、県と異なる経済的支援が大切。
- ・支援施策を安定的に継続する上で、条例の制定は有効。
- ・事件直後から日常生活において支援が必要となることが多いので、速やかに支援を受けられることが大切。
- ・被害直後に自ら支援を申し出ることは難しいので、早期把握と積極的な行政からの情報提供が必要。
- ・支援にあたるボランティア、診療やカウンセリングにあたる医師等を含めた周囲の理解が重要。
- ・運用にあたっては、生活に身近な所に相談窓口が必要であり、区役所との連携が大切。

4 今後の予定

(1) 懇談会の開催

ア 第3回懇談会（5月開催予定）

第1回、第2回懇談会での御意見等を踏まえ、今後の具体的な施策・事業や市民意見の募集等について御意見をいただきます。

イ 第4回懇談会（7月開催予定）

市民意見を踏まえた各事業の具体的な運用や体制等について御意見をいただきます。

(2) 市会への報告

引き続き、常任委員会において、懇談会での御意見や取組の進捗状況について御報告し、御意見を伺ってまいります。